

藤井寺市立第5保育所運営規程兼重要事項説明書

第1章 総則

(事業所の名称等)

第1条 藤井寺市が設置するこの保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 藤井寺市立第5保育所（施設の種別：児童福祉法に定める保育所）
- (2) 所在地 藤井寺市国府1丁目3番28号
(施設の目的及び運営方針)

第2条 藤井寺市立第5保育所（以下「保育所」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育の提供を行う事業を行うことを目的とする。

- 2 保育所は、保育の提供に当たっては、入所する乳児及び幼児（以下「在所児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。
- 3 保育所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との密接な連携の下に、在所児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行うものとする。
- 4 保育所は、在所児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、在所児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めるものとする。
- 5 保育所は、「大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年11月1日大阪府条例第103号）」その他関係法令・通知等を遵守し、事業を実施するものとする。

第2章 職員及び職務

(職員の職種、員数)

第3条 保育の提供をするにあたり配置する職員の職種、員数は、次のとおりとする。ただし、在所児の受け入れ状況等により、員数が変動する場合は有り得る。

- (1) 所長 1名
- (2) 所長代理 1名
- (3) 主任保育士 1名
- (4) 主査保育士、副主査保育士及び保育士 10名
- (5) 調理員 2名
- (6) 看護師 1名
- (7) 用務員 1名
- (8) 嘱託医師（内科） 1名
- (9) 嘱託医師（歯科） 1名

(職務の内容)

第4条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 所長は、上司の指揮を受けて保育の円滑な運営のために所務を掌り、所属職員を指導監督して、保育所の最高責任者としての職責を果たす。
- (2) 所長代理は、所長を補佐し、部下職員を指導監督する。
- (3) 主任保育士は、上司の指揮を受けて保育の円滑な運営のため、保育実績の所長への報告、所

属職員の指導及び保育責任者としての保育を担当する。

- (4) 主査保育士、副主査保育士及び保育士は、上司の指導を受け、自己の担当する在所児の保育に専従し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- (5) 看護師は、在所児の健康管理を担当する。
- (6) 調理員は、その勤務する保育所の給食業務を担当する。
- (7) 用務員は、所長の命令により保育所内外の整備、保全及び給食の補佐に当たり、災害の予防に努める。

第3章 文章

(記録の整備)

第5条 保育所は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の提供に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 藤井寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年藤井寺市第18号）第19条の規定による教育・保育給付認定を行った市への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

第4章 認可定員及び利用定員

(認可定員)

第6条 保育所の認可定員は68名とする。

(利用定員)

第7条 保育所の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

- (1) 「2号認定子ども」 法第19条第2号に掲げる子ども（保育を必要とする3歳児以上児。）
42名
- (2) 「3号認定子ども」 法第19条第3号に掲げる子ども（保育を必要とする3歳児未満児。）
のうち、満1歳以上の子ども 20名
- (3) 「3号認定子ども」のうち、満1歳未満の子ども 6名

第5章 利用の開始・終了

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第8条 保育所は、市が行った利用調整により保育所の利用が決定されたときかつ保育の提供について委託を受けたときは、これに応じる。

2 保育所の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、保護者とその内容を確認する。

3 保育所の在所児が次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法施行規則第1条の5の規定に該当せず、市が利用を取り消したとき
- (2) 保護者から保育所利用の取消しの申出があったとき
- (3) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき

第6章 児童の処遇

(平等の原則)

第9条 保育所は、在所児又はその保護者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによって差別的取扱いをしない。

(提供する保育等の内容)

第10条 保育所は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示117号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（第11条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。）
- (2) 給食の提供
- (3) 延長保育
- (4) 病児・病後児保育事業
- (5) 障害児保育事業
- (6) その他保育に係る行事等

(保育を提供する時間)

第11条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）

午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

- (2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）

午前9時から午後5時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、午前7時30分から9時まで又は午後5時から6時30分までの範囲内で、延長保育を提供する。

(給食の提供)

第12条 給食は、できる限り変化に富んだ献立とし、在所児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとする。

2 給食は、前項の規定によるもののほか、食品の種類及び調理方法については、栄養並びに在所児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとする。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うものとする。

(病児・病後児保育事業)

第13条 保育所は、在所児が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保し、緊急的な対応及び保健的な対応等を図る事業を実施する。

(障害児保育事業)

第14条 保育所は、障害のある子どもの地域生活を支援するため、障害のない在所児とともに、集団保育を通じて発達を促進する事業を実施する。ただし、受け入れ態勢や子どもの状況などにより、受け入れが困難な場合はこの限りでない。

(利用者負担その他の費用の種類)

第15条 保育所の保育を利用した保護者は、その教育・保育給付認定を受けた市町村の定める利用者負担額（保育料）を藤井寺市に支払うものとする。

2 延長保育を利用する在所児の保護者は別表第1に定める利用料を負担するものとする。

3 前各号に定めるもののほか、別表第2に掲げる保育所の保育を提供する便宜に要する費用については、保護者が実費を負担するものとする。

4 保育所は、教育・保育給付認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により保育を提供した場合については、当該保護者から特定教育・保育基準費用額（法第28条第2項第1号に規定する内閣府総理大臣が定める基準により算定した費用の額をいう。）の支払いを受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。
（保育を提供する日）

第16条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。
（保護者との連絡）

第17条 保育所は保護者と常に密接な連絡を保ち、保育方針、在所児の成長及び栄養状態、園運営等について保護者の協力を得るものとする。
（健康管理）

第18条 所長、看護師は常に在所児の健康に留意し、年2回以上の健康診断を実施しその結果を記録するものとする。

2 職員の健康診断は年1回以上、また調理従事者等（食品の盛付け・配膳等、食品に接触する可能性のある者及び臨時職員を含み、乳児の調乳担当者も含む。）の検便は、毎月1回以上実施するものとする。
（衛生管理）

第19条 保育所は環境衛生の保持に心がけ、衛生知識の普及、感染症又は食中毒の発生又は蔓延の防止のための必要な措置を行うものとする。
（緊急時等における対応方法）

第20条 保育所の職員は、保育の提供を行っているときに、在所児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は在所児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

2 保育の提供により事故が発生した場合は、藤井寺市、在所児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 保育所は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

4 在所児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。
（虐待の防止のための措置）

第21条 保育所は、在所児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。
（苦情対応）

第22条 保育所は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者の窓口を設置し、苦情に対して必要な措置を講じるものとする。

2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行うものとする。

3 苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容及び苦情に対する対応、改善策について記録するものとする。

(秘密の保持)

第23条 保育所は、業務上知り得た在所児又はその家族に関する個人情報並びに秘密事項（以下「秘密」という。）については、正当な理由がある場合又は別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、保育所利用中及び利用終了後においても第三者に対して秘匿しなければならない。

2 職員は業務上知り得た在所児またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

第7章 災害対策

(非常災害対策)

第24条 保育所は、非常災害に備え、在所児の安全を確保するための具体的な計画及びマニュアル（次項及び第4項において「計画等」という。）を作成することとする。

2 保育所は、計画等に基づき、在所児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、在所児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。

3 保育所は、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

4 保育所は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第15条関係）

1 延長保育に係る利用者負担

(1) 保育短時間認定児

利用時間	利 用 料		
	1 人 目	2 人 目	3 人 目 以 降
午前7時30分から午前9時まで 午後5時から午後6時30分まで	1日当たり 300円 (ただし、1か月で 5,000円を超える場合は、 1か月5,000円とする。)	1日当たり 150円 (ただし、1か月で 2,500円を超える場合は、 1か月2,500円とする。)	無料

※1人目、2人目、3人目以降の考え方は、特定教育・保育施設を利用している子どものうち、最年長の子どもから順に数える。

別表第2（第15条関係）

2 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
日本スポーツ振興センター 共済費	災害（負傷、疾病等）給付に対する、共済掛 金の額のうち保護者負担分	年額240円
写真代	遠足等の写真实費負担分	実費徴収
教材費（3、4、5歳児）	特定教育・保育の提供に使用する教材費のう ち保護者負担分	月額500円
食材料費	2号認定子どもにかかる副食費	月額4,500円